

令和6年度小松島市住民税非課税世帯臨時特別給付金について

物価高騰による低所得者支援として、令和6年度個人住民税均等割非課税世帯に対し、1世帯あたり3万円を給付します。

支給対象世帯

基準日(令和6年12月13日)時点で市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税が非課税である場合。

ただし、世帯全員が、令和6年度住民税均等割等課税者に扶養された方のみで構成された世帯である場合は**対象外**です。

給付額 1世帯あたり3万円

手続方法

前回の支給から世帯状況に変更がない世帯

令和7年1月下旬頃、給付内容が書かれたお知らせ通知を送付しています。振込口座に変更があれば同封した届出書に必要事項の記入および必要書類の写しを同封のうえ、ご返送ください。変更がない場合は返送は不要です。上記の世帯については2月中旬以降に振込を予定しています。ただし、振込口座の変更を行った場合は振込が遅くなる可能性があります。

前回の支給から世帯状況に変更があった世帯

令和7年2月中旬に確認書を送付する予定です。確認書に必要事項を記入のうえ、返信用封筒でご返送ください(切手不要)。

申請期限 3月31日(月)必着

給付金の支給時期

市が確認書を受理してから3週間程度(目安)

注意事項

- ・本給付金の支給後、修正申告等で支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還していただく必要があります。
- ・DVなどで避難している場合でも給付金を受け取ることができる場合があります。
- ・本給付金は、「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則」により差押禁止等の対象となっています。
- ・給付金対象の有無など個人情報に関する内容については、電話では回答いたしません。確認を希望される場合は本人確認書類を持参の上、窓口までお願いします。

問 小松島市臨時特別給付金担当

☎38・7077 / FAX32・3738 (受付時間:午前8時30分から午後5時15分まで(平日のみ))

✉kyufukin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

令和6年度小松島市住民税非課税世帯こども加算給付金について

令和6年度小松島市住民税非課税世帯臨時特別給付金(以下、「基本分」と表記)の支給対象であり、令和6年12月13日時点において、18歳以下の児童(平成18年4月2日以降の生まれ)を扶養している世帯に、こども加算給付金を支給します。

ただし、以下の世帯は支給対象外となります。

- ・住民票上は同世帯であるが、実際は施設等に入所している児童がいる世帯
- ・支給対象児童について、他の自治体で同様の給付金を受給した世帯

●申請不要の方

基本分が支給決定済みで、こども加算給付の対象と思われる方には、随時案内を送付しています。確認事項等をお読みいただき、受給要件に該当するかをご確認ください。内容に相違がなく、受給辞退の意向がなければ、案内に記載された支給予定日に給付金が支給されます。

●申請が必要な方

令和6年12月14日以降に生まれた新生児(令和7年3月31日までの出生)がいる場合や、別世帯であるが扶養している児童がいる場合(令和6年12月13日時点)は、本給付金の対象となる場合があります。市ホームページをご参照のうえ、児童福祉課窓口へ申請期限までにご申請ください。申請後、3週間程度での支給を予定しています。

給付額 児童1人あたり2万円

申請期限 4月14日(月)必着

問 市児童福祉課(市役所1階⑩番窓口)

☎32・2114 / FAX32・3738

✉jidoufukushi@city.komatsushima.i-tokushima.jp

